

広告



頼りになる 相続事業承継のプロ30選

Vol.10

<https://souzokupro.com>

選

2024年になってから相続税のルールが大きく変わりました。1月に贈与税が改正され、4月から相続登記が義務化に。相続税制の厳格化が進み、相続税対策はますます複雑になり、従来のやり方で通用しません。またここに来て2025年問題、いわゆる中小企業の大廃業時代の到来が経営者を悩ませています。日本の企業の9割以上を占める中小企業の事業承継において、いまや経営者の高齢化に伴う後継者対策は持たなしの喫緊の課題です。相続・事業承継対策にはプロの早からの支援が不可欠なのです。企画制作:株式会社文化企画

相続税改正でますます重要度を高める「生前贈与」をチェック
早めのプロの支援で、大廃業時代を乗り切る相続・事業承継対策を

相続財産を減らす

2つのキーワード「暦年贈与」と「相続時精算課税制度」

相続税対策で最も重要なことは、相続時には、相続財産をいかに減らし、課税価格を抑えられるか。そのカギともいえる方法のひとつが「生前贈与」です。この生前贈与には大きく分けて「暦年贈与」と「相続時精算課税制度」の2つの方法があります。これら制度を理解することが、将来的に負担や損のない相続を行う必須ポイントといえるでしょう。

「暦年贈与」とは1年間(1月1日〜12月31日)における贈与総額を、受贈者が贈与税のかからない110万円以下にする方法です。両親や祖父母などから子どもや孫などへ、毎年コッポツと非課税で財産を移していくことが、できるため相続税の対策になります。これまでは、相続開始3年以内の相続については、贈与した財産も遺産に加えた上で相続が計算されていました。しかし2024年の暦年贈与から、その期間が相続開始前年7年に段階的に延長されています。

どちらがより良い選択か
専門家への早めの相談がカギ

もうひとつの「相続時精算課税制度」とは、60歳以上の父母、祖父母などから18歳以上の子、孫などへの贈与について、累計2500万円まで贈与税がかからないというものです。これまでの累計2500万円、この制度を利用した場合、毎年110万円の非課税枠が創設されました。

ただし、相続時精算課税制度と暦年贈与は併用できません。各々のメリット、デメリットを

2つの生前贈与のおもな特徴(2024年1月〜)	
相続時精算課税制度	暦年贈与
・贈与者は60歳以上の父母または祖父、受贈者は18歳以上の直系卑属の子または孫 ・贈与の総額2500万円までは贈与税0円 ・贈与の総額2500万円以上、超えた部分に一律20%の贈与税が発生 ・毎年110万円までの贈与は非課税、贈与税の申告は不要 ・相続時精算課税制度を選択すると暦年贈与へ変更できない ・土地や建物が増えた場合、増え額を控除できる	・受贈者は制限なし ・贈与者も制限なし ・受贈者は年間110万円までは贈与税0円 ・非課税限度額を超過した場合、課税額10%〜55% ・相続税の計算は7年以内に発生した贈与が対象 ・相続時精算課税制度との併用は不可 ・同族減税はなし。ただし、相続時精算課税制度を選択後は使用できない

見極め、どちらを選択すべきか判断するためには、実績のある専門家の助力が不可欠です。「2025年問題」の真つただこそ事業承継のプロとの二人三脚で難題を打開

超高齢社会の真つただ中にある日本で、その状況が特に顕在化する「2025年問題」。それは事業承継においても例外ではありません。

「中小企業白書」※によれば2025年、平均引退年齢とされる70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人。そしてその約半数の127万人が後継者未定です。事業は個々に利益を出していても、経営者の高齢化、後継者不足により「継子廃業」というケースが増えるなど、中小企業・小規模事業者の事業承継は、まさに待ったなしです。

問題打開には「従業員の後継者登用」「後継者の人材採用」、そして「M&A」を選択肢として真剣に検討する必要があります。確かな実績のある相続・事業承継のプロフェッショナルによる支援が欠かせないのです。

※2023年版中小企業白書「中小企業」

税理士法人 安心資産税会計

多くの税理士にとって小規模宅地の特例・土地評価等は難しい案件。相続専門に40年超の実績がある弊社では、2025年12月予定の出版物で40冊を数える。相続トラブル解決35・相続後空家譲渡特例……「難問解決小規模宅地特例Q&A(累計13冊)」は発売開始から毎月ベスト10位以内(東京税理士会協同組合公表)。



住所:〒115-0045 東京都北区赤羽1-52-10 メトロシティ赤羽岩淵 5階
[代表・税理士(会長)] 高橋 安志
TEL.0120-430-506
<https://souzoku-ansinkaikei.com>
エリア:首都圏

税理士法人FP総合研究所

昭和57年の創業以来、資産税に専門特化し、数多くの相続税の申告及び相続対策・事業承継対策の提案業務に取り組んでいます。単なる税金の計算ではなく、ご家族の幸せを第一に考え、お客様が描く理想の将来像に近づけるようオーダーメイドの提案を行います。また、遺産整理業務も専門部隊が担当しているため、相続手続まで安心してお任せいただけます。



東京事務所:〒100-0011 東京都千代田区千代田2-2-3 日比谷国際ビル14階
大阪事務所:〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町3-5-13
本町ガーデンシティテラス10階 [代表] 松原 健司
TEL.03-3580-0805 <https://www.fp-soken.or.jp>
エリア:関東・関西

ランドマーク税理士法人グループ



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

相続税申告、事業承継案件10,000件超の実績を誇る、相続税申告・事業承継・生前対策専門の税理士法人グループ。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に15の拠点を展開。国税OBなど580人を超える相続税に強い社員が相続をフルサポートします。

本部:〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階
支店:新宿・池袋・有明・みなとみらい・横浜駅前・横浜駅西口・横浜駅南口・横浜駅北口・横浜駅東口・横浜駅南口・横浜駅北口・横浜駅東口
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>
エリア:全国

税理士法人 新宿総合会計事務所

相続には、税務申告以外にも多くの手続きが発生します。新宿総合会計事務所グループでは、相続専門チームが55万円〜で一切を代行します。また、遺産分割、納税資金確保などの問題を解決する遺言書作成や相続対策についても対応しています。



本部:〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3
新宿国際ビル新館7階 [代表] 杉江 延雄
TEL.0120-386-189
<https://www.s-g-a.co.jp/189>
エリア:全国

司法書士法人山田合同事務所

司法書士法人山田合同事務所は相続に関するお客様のお悩みをワンストップでサポートします。昨年義務化された不動産の相続登記はもちろん、遺言書作成や成年後見・家族信託についても、税理士や弁護士などグループ内の専門家と連携してスピーディに対応いたします。お気軽にご相談ください。



本部:〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル18階
支所:東京支所、大阪支所、埼玉支所、名古屋支所、福岡支所
[代表] 山田 晃久 TEL.045-325-3911
<http://www.yamada-godojimusho.or.jp/>
エリア:全国